

## 第 9 5 号議案

ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険税条例（平成 1 7 年ふじみ野市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書及び第 2 0 条中「5 4 万円」を「5 8 万円」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 0 年政令第 1 2 5 号）の施行に伴い、国民健康保険税の課税限度額を変更するため、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。